制定 平成24年2月21日

(趣旨)

第1条 この規約は、水道事業管理者(以下「管理者」という。)が、横浜市水道局WEBサイト等で公表するメーター下流側修繕事業者リスト(以下「修繕事業者リスト」という。)に横浜市水道局指定給水装置工事事業者(以下「工事事業者」という。)の情報を掲載するために必要な事項を定めるものとする。

(申込者の資格)

第2条 掲載申込者は、工事事業者であること。

(申込手続き)

- 第3条 工事事業者が、修繕事業者リストに掲載を申込むときは、メーター下流側修繕事業者リスト掲載申込書 (第1号様式。以下「掲載申込書」という。)を、管理者に提出するものとする。 (掲載基準)
- 第4条 修繕事業者リストに掲載を希望する工事事業者は、次の各号に掲げる業務の全てについて 行わなければならない。
 - (1) 修繕相談
 - (2) 修繕工事費の見積り
 - (3) 漏水調査
 - (4) 漏水修繕
 - (5) 工事施行前及び施工後におけるお客さまに対する説明

(工事事業者の責務)

- 第5条 修繕事業者リストに掲載された工事事業者(以下「掲載事業者」という。)は、前条に規定する業務を行うために必要な費用について、業務を行う前にあらかじめ概算額をお客さまに提示した上で、業務に関する契約をお客さまとの間で締結し、適切に業務を行わなければならない。 (修繕事業者リストの公表)
- 第6条 次の各号に掲げる事項を修繕事業者リストとして、横浜市水道局WEBサイトで公表する ものとする。
 - (1) 指定番号
 - (2) 事業者の名称
 - (3) 事業者の代表者
 - (4) 事業者の所在地
 - (5) 事業者の電話番号(ただし、お客さま対応用の電話番号に限る。)
- 2 横浜市水道局WEBサイトで公表している修繕事業者リストをお客さまの求めに応じて、紙に 印刷したものを水道局の事業所で配布することがあります。

(掲載内容の変更及び取消しの届出)

第7条 掲載事業者は、修繕事業者リストの掲載内容の変更又は掲載の取消しを行う場合は、変更 又は取消しを行う日の2週間前までに掲載内容変更届(第2号様式)又は掲載取消届(第3号様 式)を、管理者に提出しなければならない。

(掲載抹消)

- 第8条 管理者は、掲載事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、掲載を抹消し、 修繕事業者リストから当該掲載事業者の情報を削除するものとする。
 - (1) 水道法(昭和32年法律第177号)、横浜市水道条例(昭和33年4月条例第12号)その他の関係法令に違反したとき。
 - (2) この規約に違反したとき。

- (3) 第7条に規定する届出を怠ったとき。ただし、管理者が、届出ができない特別な事情があると認めた場合を除く。
- (4) 掲載されている電話番号で、掲載事業者と1か月以上連絡が取れなくなったとき。 (修繕事業者リストへの掲載期間)
- 第9条 修繕事業者リストへの掲載期間は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、管理者が この制度を存続する間とする。
 - (1) 掲載取消届が提出されたとき。
 - (2) 前条の規定に基づき掲載抹消されたとき。

(修繕事業者リストの更新)

第10条 管理者は、毎月15日までに受け付けた掲載申込書、掲載内容変更届及び掲載取消届並びに毎月15日までに決定した掲載抹消に伴う修繕事業者リストの変更を、翌月1日までに行い、横浜市水道局WEBサイトで公表するものとする。ただし、翌月の1日が、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和32年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、翌営業日に公表する。

(修繕事業者リストへの掲載費用)

第11条 修繕事業者リストへの掲載費用は、無料とする。

(修繕事業者リストへの再掲載)

第 12 条 掲載の取消しを行った工事事業者又は掲載が抹消された工事事業者が再度掲載を希望する場合は、あらためて第 3 条に規定する手続きを行うものとする。ただし、掲載を抹消された工事事業者が再度掲載を希望する場合は、掲載を抹消された理由が解消されていることが確認できなければならない。